

## 令和7年度 電算処理用給与支払報告書(連続用紙)申込書

足立区課税課へ令和6年1月末日までに郵送にてお申し込みください。

貴事業所名 \_\_\_\_\_

〒

所在地 \_\_\_\_\_

電話 ( ) \_\_\_\_\_

担当部課 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

総括表 必要部数	
給与支払報告書 必要部数	
対象人員	

**この申込書に必要事項を記入してお申し込みください。**

- ① 交付対象は、足立区内に本社や本店のある事業所となります。それ以外の場合は、本社や本店の所在地の区市町村へご確認ください。
- ② 交付は令和6年10月下旬を予定しております。(交付期間については、令和6年10月上旬以降にお知らせいたします。)
- ③ 交付場所は、足立区役所中央館1階 課税課窓口です。
- ④ 交付時間は、9:30~12:00 13:00~16:00です。

◎連続用紙交付を廃止させていただく可能性があります。

連続用紙交付を希望する事業所数が年々減少している点や、給与支払報告書等の提出書類の電子化が進行している現状を鑑みて、令和7年度以降の連続用紙交付を廃止させていただく可能性があります。

そのため、次項でご案内するeLTAX(エルタックス)利用のご検討をお願い申し上げます。

◎eLTAX(エルタックス)のご案内

給与支払報告書や異動届の提出等の地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行えるシステムであるeLTAX(地方税ポータルシステム)がご利用いただけます。マイナンバーを含む重要な個人情報に記載された書類の提出には、eLTAXのご利用が安心・安全です。

また、前々年分の源泉徴収票を税務署に100枚以上提出した事業者は、給与支払報告書のeLTAX等による電子的提出が義務付けられています。

eLTAXについての詳細は、下記ポータルサイトをご覧ください。ご質問等についてはヘルプデスクまでお問い合わせください。

・ポータルサイト <https://www.eltax.lta.go.jp>

・ヘルプデスク 電話番号：0570-081459  
上記の電話番号でつながらない場合：03-5521-0019  
受付時間：9:00~17:00(土日祝日、年末年始を除く)

eLTAXは、地方共同法人である地方税共同機構が運営しています。

【連続用紙申込書提出先】

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所区民部課税課